



## ご挨拶

平成20年度日本弁理士クラブ幹事長 栗原 史生

### <はじめに>

平成20年2月1日より本年度日本弁理士クラブ(日弁)の活動が始まりました。日弁幹事長を歴任された先輩諸先生方のお名前を拝見するにつれ、その責任の重さを痛感すると同時に、私のような浅学非才な若輩者で務まるのだろうかとの不安を払拭することができませんが、精鋭の副幹事長その他のメンバーと共に精一杯努力する所存でおりますので、会員の皆様方のご支援・ご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

日弁はPA会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの5会派からなる連合体組織であり、2000名を大きく上回る会員を擁する最大の弁理士会派組織です。これまで日弁は日本弁理士会会長を初めとする役員などを毎年のように輩出し、会務を人事面や政策面などからバックアップしてきました。しかしながら、日弁のポジション・プレゼンスが近年少しく低下してきているのではないかと懸念を持っているのは私一人ではないと思います。昨年度に還暦(60周年)を迎えた日弁は、原点に立ち返るべきところは立ち返って、日弁として何ができるのか、何をすべきなのか、進むべき道はどこにあるのか、を模索していかなければならないと思います。

### <会員問題>

日弁は会員数2000名を超える最大会派ではありますが、近年の弁理士試験合格者の大幅増加により弁理士数が急増していることに比べると、日弁会員数の伸びは微増に止まっています。この問題は日弁だけでなく他の会派(弁理士連合クラブ、西日本弁理

士クラブ)でも同様であり、どこの会派にも所属しない無会派層が急激に増えており、今や弁理士総数の半数を占めると言われています。もとより会派に属するか否かは弁理士各人の自由意思に委ねられ、決して強制できる類の問題ではありませんが、弁理士会を支える人事母体としての会派の役割を考えると大変に憂慮すべき事態です。

最近の新人弁理士が会派への所属を躊躇する傾向にあることについては幾つかの理由が考えられますが、競争時代に入った弁理士業界において会派活動に費やす時間的・精神的余裕が以前と比べて少なくなってきたことが大きな理由かも知れません。確かに会派活動は弁理士業務そのものではないのでそれ自体で収入を稼ぐことはできません。ボランティアと言っても良いでしょう。しかし、このボランティア活動が日本弁理士会の運営を支えていることも事実です。たとえば、日本弁理士会の各委員会の委員については従来からの会派推薦に加えて公募を行うようになりましたが、例年、特許委員会や商標委員会などの弁理士業務に密接に関連する委員会には多数の公募が寄せられますが、実務に直結しない(ように見える)委員会にはほとんど公募がありません。しかし、これらの委員会も日本弁理士会及び弁理士にとって重要な委員会であることは言うまでもなく、各会派はその重要性に鑑みて委員を推薦しているのです。また、実務系委員会にしても、各会派は過去の実績や経験などを踏まえて適材適所に委員推薦しているのに対し、公募で入ってくる委員は自分の勉強のためという意識が強く、委員会活動に実質的に貢献できていないことが多いとも聞いています。

## ご挨拶

会派に属することは、確かに時間を費やすなどのマイナス面もありますが、先輩弁理士など多くの仲間との付き合いを通じて切磋琢磨したりストレス解消に役立つという有意義な一面も見逃せないと思います。また、会派に属することによって日本弁理士会やそれを取り巻く知的財産関連事情を見聞きする機会に接し、自然と関心を深めていくことができます。すべてとは言いませんが無会派層の多くは残念ながら会務に対する関心度が低いように思われます。無会派層が弁理士の大多数を占めるようになってしまったら、日本弁理士会は進むべき道を見失います。弁理士会への強制加入制度を維持できなくなる可能性も懸念されますし、ひいては弁理士制度自体も崩壊の危機に晒されるかも知れません。

このような状況を打破するのは容易ではありませんが、少しでもその糸口を見つけていきたいと考えています。なお、ご承知の通り、日弁内各会派の会員が日弁の会員であり、日弁内各会派に会員登録せずに日弁に直接会員登録することはできませんので、日弁内各会派における会員勧誘の状況や会員増強のための活動などをサウンドしつつ、連携的に検討していきたいと考えています。

### <会長問題>

平成19年度より会長2年制がスタートし、その初代会長である中島淳氏は今年度でその任期を終えますので、今年は次年度及び次々年度（平成21・22年度）の会長を選出するための選挙が行われます。弁理士を取り巻く環境が大きく変貌している中で、会長には、8000人に迫ろうとする弁理士を強力なリーダーシップで舵取りしていくことが要求されます。大変な重責と労苦を伴うものですが、幸いなことに日弁には会長職をお願いするのに相応しい有為な人材がおられますので、是非とも日弁から時期会長を送り出したいと考えています。

### <旅行会>

昨年度は大西幹事長の発案で、弁理士連合クラブとの合同旅行会を開催しました。日頃あまり顔を

拝見することのない弁理士連合クラブの先生方とも懇親を図ることができ、大変有意義でエポックメイキングな企画であったと思っています。ただ、今年度は、上記のように会長選挙が行われる年度であることも考えて、日弁単独の旅行会として6月21～22日に修善寺温泉の名門旅館「桂川」で開催させていただきました。日弁会員50数名のほか、来賓として中島淳会長を始めとする日本弁理士会執行部の先生方、田中達也幹事長を始めとする西日本弁理士クラブの先生方、並びに小川眞一幹事長を始めとする弁理士連合クラブの先生方にもご参加いただき、総勢72名の参加を得て盛大に開催することができましたことを、御礼と共にここに紙面をお借りしてご報告させていただきます。

6月21日（土）は、午後3時より、特許委員長小西恵先生による「最近の特許法の改正とトピックス」及び商標委員長青木博通先生による「新商標（音、色、位置、匂い、動き）」の研修会を行いました。いずれも弁理士にとって非常に興味のあるテーマであり、大変に有意義な時間を過ごすことができました。「勉強に励む日弁」の姿が見えたひとときでした。

午後6時半からは、中島会長、西日本・田中幹事長及び連合・小川幹事長による来賓ご挨拶の後、日弁常任相談役・浅村皓先生による乾杯のご発声で盛大に宴会が始まり、その後二次会・三次会と続き、来賓の先生方を交えて懇親の機会を持つことができました。二次会ではカラオケもずいぶん盛り上がっていたようです。

翌22日（日）はアウト・イン各4組で伊豆国際CCにてゴルフ大会を開催しましたが、生憎の大雨でやむなくハーフで中止となりました。それでも楽しい一日を過ごすことができましたと思います。

### <最後に>

日弁年度は1月末で変わります。あと数ヶ月ですが、来年1月に任期を終えたときに、今年度の日弁は良く頑張ったねと言われるように努力したいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。



# 「知的財産には国境も年齢制限もない」

日本弁理士会副会長 西郷 義美

## 1 はじめに

日本弁理士会の副会長に就任させて頂き、ほぼ任期が半分すぎました（正確には5ヶ月ですが、そう思いたいのです）。大変ではありますが、やりがいのある職務であると感じ入るこのごろです。処理すべきいろいろな会務が日々勃発しますが、全役員一丸となって鋭意会務の処理に邁進しております。小職の副会長としての活動状況の一端を簡単に紹介させて頂きます。

## 2 執行役員会とその他の会務

執行役員会には、会長をはじめ、副会長、執行理事と事務局の方々が出席し、議案を審議しております。各役員は非常に熱心で、議案内容の話し合いは、本質的な部分に終始しており、議論のための議論などは全くなく、極めて効率的な質の高い、それでいて和気あいあいとした、審議が行われております。

執行役員会の定例日は毎週水曜日であり、8月の第2水曜日は、夏休みとし、休会させて頂きましたが、その他は休まず、4月以降、黙々とこなしてきました。役員会の集合時間は10時です。10時から10時30分まではスケジュール確認調整の時間、10時半から17時まで、審議です。

他の日時は暇かというとなんなわけは無く、この役員会の間にさえ、担当する附属機関や委員会などに関連する要処理案件が発生し、忙しく動き回っております。

## 3 担当委員会について

小生の担当は、国際活動センター、産業競争力推進委員会、ADR推進機構、日本知的財産仲裁センター、北海道支部、東北支部などが主なものです。

各委員会などの活動。

### (1) 国際活動センター

国際活動センターでは、世界各国の知財関連機関との交流を通して、知的財産に関するあらゆる情報の交換、意見の交換を行っています。以下、活動の概略をご紹介します。

①、まず、2008年4月17日には、米国知的財産権法協会（AIPLA）との交流会、「JPAA/AIPLA Joint Meeting in Tokyo」が東京でありました。

午前中には、クローズド・ミーティングが行われ、AIPLAからJames Pooley会長をはじめ23名、JPAAから中島淳会長をはじめ、副会長など20名が参加しました。このクローズド・ミーティングでは、立花顕治国際活動センター員の司会の下、AIPLA・JPAAそれぞれから日本・米国における知的財産保護に関する種々のトピックについてプレゼンテーションが行われました。また、各プレゼンテーションに対する活発な質疑応答も展開されました。

午後には、オープン・セミナーが開催され、弁理士会会員向けのセミナーが行われ、約300名の参加がありました。このセミナーは、いわゆる継続研修の単位認定セミナーとしましたので、大変な盛況でありました。橘谷英俊国際活動センター副センター長の司会の下、米国における知的財産保護に関するトピックについてAIPLA側から、プレゼンテーションが行われました。プレゼンテーションは英語で行われ、日本語への同時通訳も提供されました。

夕刻には、打ち上げとしてのレセプションが霞山会館の霞ヶ関コモンゲート西館で行われ、和気あいあいと、東京の夜は暮れたのですが、ここで終わら

ず、有志により、カラオケ大会が挙行され、友好の絆は、更に強固に築かれたのでした。

②、また、5月16日には、ドイツ・ミュンヘンのヨーロッパ特許庁において、CII (Computer Implementation Invention) が開催されました。これは、MIPL C (Munich Intellectual Property Law Center)、European Patent Academy (ヨーロッパ特許庁(EPO)の研修教育機関)、日本弁理士会(JPAA)、VPP (Association of IP Experts) の共催により、CII (Computer Implementation Invention) についての欧州、米国、日本の実務をテーマとしたセミナーです。150名余の参加があり、盛況でした。

国際活動センターでは、このセミナーのため、小西恵国際活動副センター長をプロジェクトリーダーとし、ソフトウェア委員会のメンバーを含めプロジェクトチームを結成し、2名のスピーカも派遣しました。

日本からの参加者は、正林真之副会長、柳田征史国際活動センター長、川上桂子プロジェクトメンバー(ソフトウェア委員会、スピーカ)、大澤豊プロジェクトメンバー(ソフトウェア委員会、スピーカ)、などの諸先生でした。

③、なお、上記CIIの開催に先立ち、5月15日には、ドイツ弁理士会(Patentanwaltskammer)を表敬訪問致しました。日本側の出席者は、上記の派遣メンバーです。

④、また今後、9月には、AIPPI (於、Boston)、10月、アジア弁理士会(APAA) (於、Singapore)、10月、AIPLA年次総会(於、Washington)、11月、中華商標協会(CTA) (於、中国)、11月、中華全国専利代理人協会(ACPAA)、12月・英国弁理士会(CIPA) (於、日本)、12月・国際弁理士連盟(FICPI) (於、日本横浜)、1月・AIPLA、ミッドウィンター会議(於、Miami FL) と、目白押しです。

まさに「知的財産には国境がない」を身にしみて感じる今日この頃です。

## (2) 産業競争力推進委員会

産業競争力推進委員会は、日本企業の産業競争力

を推進するため、知的財産活動のあり方、関税法などによる水際取り締まりの検討、その他の関連事項などに関する調査研究を行っています。

現在検討している1つには、中東の物流拠点として成長を続けるドバイ(アラブ首長国連邦)の模倣品についての対策があります。ここでは、商品の物流量に正比例して模倣品の流通も増え続けています。しかも、著名なブランド品ほど模倣品も多い傾向にあります。

模倣品の精度については、劣悪で容易に真贋(しんがん)判別できるものから精巧で判別が困難なものまで、幅広い状況になっています。例えば、日本メーカーのプリンタ用トナーの模倣品は、真贋鑑定が現地ではなんとしても困難だったので、本社に輸送し、インクの成分を分析して、やっと模倣品と判定できた事例もある程、手が込んできました。当委員会の委員を派遣し、実情を把握することにしました。

## (3) ADR推進機構と日本知的財産仲裁センター

ADR推進機構は、日本知的財産仲裁センター事業の支援とともに、ADRつまり「裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律」や民事調停制度などに関し、調査研究を行っています。

仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で運営しているわが国唯一の知的財産専門の裁判外紛争処理解決機関です。

この日本知的財産仲裁センターに、今、大きな課題が浮上しています。仲裁センターの活動の拠点である事務所スペースが無いことです。書類置き場的なスペースしかないことが問題となっているのです。そこで、仲裁センターは以前使用していた会館1階の南東側(入って左)の部屋を希望しているのです。元の場所、広さに、戻して欲しいとのことなのです。

それは、センターの活動が年々活発化して来ており、資料等も増え、また対外的にも、将来多くの来訪者や相談希望者が訪れるところ、狭いスペースかつ相談にふさわしくない場所では十分な対応ができないからです。何よりも、センターが扱う仕事は機

密性を有するからでもあるのです。

日本知的財産仲裁センターが弁理士会に要望書を出し、その要望について、会長がADR推進機構に諮問し、ADR推進機構はこの諮問に答申し、その後、弁理士会が、会館等委員会を経て、臨時総会で決議されるという段取りになります。

#### (4) 北海道支部と東北支部

日本弁理士会は、地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動、相談等を広く実施するため、日本全国に9つの支部を開設しました。小生は、この内の、北海道支部と東北支部の担当です。

北海道支部と東北支部のおもだった知財関係機関へのご挨拶回りも無事完了し、両支部での事業計画も順調に推移しております。特に、東北支部では、総会の前日に大きな地震があり、交通手段も危うく、訪問は取りやめかと思いきや、やる気が充溢、地震など何のその、総会は挙行され、我々役員も敢然と訪問し、ご挨拶と支部員との話し合いや交流会は無事完了しました。なお、今回の2度に渡る地震による支部会員への被害は、無かったことを確認しましたので報告致します。

### 4 おわりに、出前授業の感動、をお伝えします。

#### (1) 授業の概略

知的財産人口を増加させ、裾野を広げるために、弁理士会は、主に小中学生に出前授業を行っています。今回は、7月15日に福島市立三河台小学校で、小学6年生、85名を対象にこの出前授業を行いました。合計90分で、電子紙芝居(30分)、工作教室(60分)の構成でした。電子紙芝居は、寸劇やクイズを通して、発明の素晴らしさと、そのアイデアを尊重する必要性や、その知的財産を守る弁理士の仕事な

どの説明です。

発明する物は、テレビなどを乗せる回転台、その小型版を作ることで、ねらいは、「解決手段は1つではない。そして、失敗は成功のもと」を、「ものづくり」を通じて実感させることにあります。また、発明の楽しさを体験させようとするものでもあるのです。講師は、日本弁理士会の知的財産支援センター員、6名。6年生に与えられた材料は、底の浅いプラスチック製の皿2枚とビー玉20個、厚紙、セロテープなど。その材料を使っての回転台作りにそれぞれが知恵を絞りました。

工作の時間中、小生も各グループを回り、邪魔にならない程度に話しかけ、コミュニケーションを図ってみました。アイデアといい、工作力といい、なかなかの子供達です。これからの日本も捨てた物ではないな、と感じ入ったものでした。

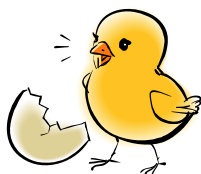
#### (2) 発明工作時間が過ぎ、感想発表の時間になった。

発明工作に時間が経過し、小学生のみんなは発明工作の楽しさに興奮し上気しておりました。ここで、今回の試みに対する感想を数名の児童から発表してもらいました。

「やるまでは難しいからいやだなと思って、重い気分だった。しかし、やってみたら、難しくない。逆に、うんと楽しかった。夏休みの発明工夫の宿題が、ワクワクしてきたほど。もう、すぐにでも取りかかりたいと思っている」とまで言っていたのでした。

大いに勇気づけられることばで、「知的財産には年齢制限がない」を実感した一瞬でした。

以上





## 「ご挨拶」

日本弁理士会副会長 羽鳥 亘

### 1. はじめに

日本弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブからのご推薦を戴き平成20年度日本弁理士会副会長を勤めさせて戴いております羽鳥です。

中島淳会長2年目集大成の大切な年度において、このような重責を与えて戴きました日本弁理士クラブの皆様にご場をお借りして改めて感謝致します。

現在、会員関係を初めとする多くの本会関係委員会及び関東支部の担当副会長の職務を与えられています。

以下、弁理士会本会委員会に絞って担当職務内容について報告させて戴きたいと思っております。

### 2. 担当職務について

#### ① 会員関係委員会

##### (1) コンプライアンス委員会

依頼人から弁理士に対する様々な苦情案件について担当させて戴いております。

具体的には、1) 依頼人が弁理士に仕事を依頼する際に、弁理士から説明された料金よりも高額な料金を請求された。2) 弁理士に依頼した仕事について、すでに料金を支払っているにもかかわらず出願等の作業が行われない。3) 弁理士報酬や出願等の手続内容について弁理士に訊ねても弁理士が説明してくれない。等弁理士の業務に関する依頼者からの苦情に関する日本弁理士会としての対応に関する担当をさせて戴いております。

前記依頼人からの苦情が、証拠資料とともに書面で行われた場合には、まず、コンプライアンス委員会事件予審部において、会員問題について、どの機関で処理するか検討します。この際、処分請求、紛議調停等の処理機関が明確な場合には、方式審査のみで即座に会長に報告します。また、会員に関する苦情の場合には論点整理を行った上で、同委員会事件対応部に回付します。同委員会事件対応部では、前記論点整理された会員に対し

る苦情申立案件につき、結論を出します。この結論としては、綱紀委員会への調査請求をすべきか否か(会長思料)、あるいは会則第47、48条による会員指導を行うことが適当か否か等の結論を出します。尚、前記事件対応部は、強権発動による解決の場ではありませんので、シロ・クロ、善・悪の断定は行いません。

##### (2) 綱紀委員会・不服審議委員会

会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員は処分されることとなります(会則49条1項)。

会員に前記事実があると会長が思料するとき、また、一般依頼者からの処分請求があった場合には、綱紀委員会に対してその調査を請求することとなります(会則51条)。

綱紀委員会では、本会の秩序・信用を害したか否かの評価も含め前記事実の有無について調査し、調査結果を会長に書面で報告します。

尚、会長は、前記報告を受けたときは、前記事実の有無について決定し、さらに、一般依頼者からの処分請求であった場合には、処分請求人に書面で決定を通知します。

前記、会長による会則49条1項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について会長に不服を申立てることができます。

会長は、前記不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求します。

不服審議委員会では、会則49条1項に該当する事実の有無について調査を実施し、調査結果を速やかに会長に書面で報告します。

##### (3) 審査委員会

綱紀委員会における、事実有無の調査結果を受け、前記事実があるとの決定を会長が行った場合には、執行役員会の議決を経て、審査委員会に送

致され、当該事案についての審査及び議決を求めることになります。

審査委員会では、当該事案について、会則49条1項に該当するか否かを審査し、1) 戒告 2) 会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止 3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求 4) 退会 のいずれかの処分に該当するか決議を行い、決議内容を速やかに会長に書面で報告します。

尚、会長は、審査委員会の決議が確定した場合において、その決議が会員の処分を求めるものであるときは、速やかに当該処分を執行するとともに、その旨が会報に掲載されることになっています(会則53条)。

#### (4) 紛議調停委員会

会員又は当事者その他の利害関係人は、本会对し、会員の業務に関する紛議につき調停を請求でき(会則122条)ますが、この請求があったときは、会長は紛議調停委員会(会則120条)に対し、その紛議の調停を委嘱します。

また、紛議調停委員会には調査部が置かれており、紛議調停委員会の紛議の調停に先立ち、当該紛議の調停に係る事件の調査を行います。

紛議調停委員会の委員長は、調停が成立し、若しくは成立しなかったとき、又は調停の請求の取下げその他の理由により紛議の調停が終了したときは、その旨を会長に書面で報告します(会則124条)。

尚、紛議の調停が成立したときは、会員及び当事者その他の利害関係人は、調停の結果に従わなければならない(会則125条)。

## ② 弁理士業務標準化委員会

(1) 弁理士業務標準化委員会では、弁理士の業務(秘密保持、監督責任等)について標準的な指針を示すために弁理士業務標準を作成しております。

(2) 近年、弁理士会に対して依頼人から受任弁理士に対する苦情申し立てが行われた苦情内容を見ると、その約半数が、出願・調査等を行う際の弁理士費用・実費等に関する事情説明をよく行わずに請求を行った等の「説明不足」と、クライアントの意向を確認せずに明細書を作成したり、クライアントへの連絡・報告が不十分であった等の「依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足」に原因があると分析されています。

弁理士の業務を依頼人側から見た場合、自社の最重要秘密である知的財産の権利化等を安心して弁理士に依頼できる状況を各々の弁理士が備えていることが重要になりますが、従前においては、各々の弁理士が長年の経験により各人の責任で対応してきており弁理士会としての指針を示すことは行われてきませんでした。

しかしながら、依頼人からの依頼内容を明確に把握する手法や、依頼人とのトラブル回避のために準備する書面等を日本弁理士会として示すことにより「説明不足」や「依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足」による依頼者からの会員への苦情を減らすことができれば、大変好ましい事です。

このような考えに基づいて「弁理士業務標準」は作成されています。

(3) 一例として、「新規受任時の合意形成ガイドライン」に書かれている新規取引開始時の合意形成ステップを紹介しますと、①まず、「知的財産制度の説明」が必要とされており、さらに特実意商毎に、出願から権利化までの流れが資料として表示されています。②次に、「業務内容の説明および報酬表の説明」が必要とされており、代理人として提供できるサービスについて説明し、受任業務の明確化を図るとともに、料金について特許庁費用および代理人報酬額に明確に区分し説明する必要が示されています。③さらに、前記説明で顧客との間で合意が得られたらその内容を契約として表面化する必要が示されており、契約書の体裁についても資料として表示されています。

## ③ 選挙管理委員会

昨年度改定された「選挙運動に関するガイドライン」に沿って、公正中立の立場から、平成21年度役員定時選挙を進めるための委員会です。

## ④ 支部長会議

本年度から、全国各支部と本会との間で情報を共有し意思疎通を図ると共に、支部の実情を踏まえて支部と本会との役割分担を進めるために「支部長会議」を開催することになりました。

支部が積極的に弁理士会活動をおこなうために、各支部間の調整を行っています。

以上



## ご挨拶

日本弁理士会副会長 真田 有

### 1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させて頂いている真田有でございます。日頃より本会の会務にご協力頂き厚く御礼を申し上げます。

昨年度は、一年間執行理事として役員室に通い、昨年度秋以降は次年度会務検討委員会により日本弁理士会の会務の勉強をさせていただいて、本年4月から副会長に就任いたしました。副会長職の大変さを痛感し、今日に至っているところでございます。

私は、研修所、中央知的財産研究所、弁理士制度110周年記念事業準備委員会、東海支部を担当させていただいております。特に本年4月から会員に対する義務研修としての継続研修が始まっており、また本年10月からは弁理士試験合格者等に対する実務修習が始まることもありまして、金本哲男執行理事及び井上春季執行理事ご二人のお力をお借りいたしております。

以下、私の担当につきまして簡単な会務報告をさせていただきます。

### 2. 研修所

#### (1) 継続研修

本年4月から会員に対する継続研修が開始されました。

この継続研修は、知的財産専門サービスに対するニーズが多様化し、弁理士の役割の重要性が一層高まるなかで、弁理士が知的財産に関する専門職として多様なニーズに適確に対応でき、更には弁理士の資質の維持向上を図るために、昨年弁理士法が改正されたことに伴い導入されたもので

あります。

継続研修の内容は次のとおりです。

#### ① 継続研修の研修期間と必要単位数

研修期間は、5年間（4月1日始まり。）毎の周期で繰り返され、登録年度によってA～Eにグループ分けされます。グループA～Dには経過措置期間が設けられており、最初の研修期間が始まる前に一定数の単位（グループA：平成21年3月末までに「14単位」以上、グループB：平成22年3月末までに「28単位」以上、グループC：平成23年3月末までに「42単位」以上及びグループD：平成24年3月末までに「56単位」以上）を受講しなければなりません。

必要単位数は、一研修期間（5年間）で70単位であり、その内訳は倫理研修10単位と業務研修60単位です。業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目があり、この必修科目は必要単位数を満たしていても全員（免除者除く）が受講しなければならず、具体的な科目としては、法律改正、条約の改正や知的財産施策等の重要性の高いものがあげられます。

必修科目の単位数は、1年に4～5単位程度、5年間で20単位程度を想定しており、必修科目については、研修期間とは別に、それぞれ科目毎の受講期間が設けられており、この受講期間としては、eラーニング配信後のおおむね2年程度の期間を目安としています。

単位については、研修時間1時間につき1単位が与えられ、30分以上は0.5単位となります。



なお、単位の繰越は認められません。

## ② 研修方法

研修方法として、集合研修とeラーニング研修があります。

まず、集合研修は、日本弁理士会（支部、附属機関、委員会等含む。）主催・共催の研修で、eラーニング以外の研修をいい、厳格な出欠管理（中座、早退、15分以上の遅刻は受講が認められません。）が要求されています。

eラーニング研修は、「弁理士義務研修支援システム」から、ID、パスワードを入力してログインして受講することができ、このeラーニング研修では途中で設問が用意されており、所定の正解率を満たさないと先に進めないようになっています。そして、最後まで視聴して、受講したことになります。

なお、「外部機関研修」、「講師活動」、「著作執筆活動」も単位とみなされる場合があります。

## ③ 研修種類

研修の種類としては、倫理研修と業務研修があります。

まず、倫理研修では、eラーニング研修で5単位を受講した後、集合研修で5単位受講する必要があります。倫理集合研修は、25名程度の討論形式で行なわれ、原則、研修期間（経過措置期間）の最後の年に受講することになります。ただし、支部単位での開催や、海外・出産等で受講が難しいような場合は別の扱いをされることもあります。

業務研修は、知的財産に関する研修や資質向上を図る研修で、集合研修、eラーニング研修のどちらで受講してもよく、そして、重要度に応じて、上述した必修科目が設定されます。

## ④ 外部機関研修

外部機関研修とは、認定外部機関が実施する認定された研修をいい、これを受講した場合、受講後3ヶ月以内に受講の申請の必要があります。

## ⑤ 講師活動

知的財産関連の研修講師活動した場合、単位として認められます。講師活動として認められる事例としては、例えば日本弁理士会主催・共催の研修の講師、大学等の学校の講師やその他、外部機関の講師（認定外部機関に限らない。）の活動があります。

## ⑥ 著作執筆活動

知的財産関連の著作執筆活動した場合も単位として認められます。公表後3ヶ月以内に申請する必要があります。

## ⑦ その他

能力担保研修を修了した場合、外部機関研修として10単位が認められます。

また、弁護士は申請により10単位受講したものとみなされます。

さらに、所要の事由により、軽減・免除が認められる場合があります。

## (2) 実務修習

本年10月から弁理士試験合格者等に対する実務修習が開始されることに伴い、本年度の定期総会で実務修習の指定修習機関の申請をすることをご承認いただき、更に本年度の第1回臨時総会において、指定修習機関の申請に必要な会則の改正もご承認いただきました。有難うございました。

その後のタイムスケジュールといたしましては、10月に入りますと、指定修習機関の申請を行い、指定修習機関として指定されましたら、修習実務規程及び手数料等の認可を受けて、実務修習を開始するということになります。目下、実務修習ワーキンググループの皆様が実務修習の成功に向けて最後の頑張りをみせていただいているところです。

さて、弁理士登録前の実務修習は、新人弁理士として最低限必要な知識・資質を備えるため、弁理士登録の条件の一つとして弁理士法に義務付けられるものであり、国が企画・立案を行い、指定修習機関が実施するものであります。法定化し

た趣旨に鑑み、実務修習が実務能力の向上に寄与し、かつ、過度に参入障壁とならない制度設計が必要と考えられるものであります。

実務修習は、年1回行われ、その時期は12月から翌年3月に行うことが適当とされ、土日や平日の夜間の開催も考慮されています。

科目については、弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論等の共通科目のほか、特許（実用新案を含む。）、意匠及び商標についての弁理士の実務に関する科目が用意されています。

なお、所定の要件を満たす方には科目免除が設けられていますが、これらの方に対しても、知財人材としてのスキルアップの観点から、免除科目を含めて積極的に受講できる環境を整備することが必要とされています。

そして、無事、実務修習を終了された方は、その後、弁理士登録することができます。

### 3. 中央知的財産研究所

大学教授、弁護士等の各先生方からなる会員外研究員と、会員から選ばれた会員内研究員の方々により、複数の研究課題についての研究を行っていただいております。

#### (1) 継続研究課題

- ① クレーム解釈をめぐる諸問題
- ② 進歩性について
- ③ 商標の使用について

これらの研究課題は委嘱期間を延長して熱い議論をしていただき、現在、報告書の作成に取り掛かっていただいております。

#### (2) 平成20年度新規研究課題

- ① 訂正・補正を巡る諸問題
- ② 商標の基本問題について —商標の識別性と商標の機能を中心として—

これらの研究課題についての部会は、本年9月に第1回部会が立ち上がり、既に第1回から活発な議論をしていただいております。

#### (3) 公開フォーラム

平成20年9月24日に全社協灘尾ホールで、公開

フォーラムが開催されました。

本フォーラムは今年で6回目を迎え、今回の公開フォーラムは「商標権の効力と商標的使用について」「特許法における発明の『本質的部分』という発想の意義」及び「進歩性について」という内容で行われました。

なお、今回の公開フォーラムは前記した継続研修の対象にもなりました。

### 4. 弁理士制度110周年記念事業準備委員会

本委員会は昨年の弁理士制度110周年記念事業準備ワーキンググループから委員会になったもので、来年、弁理士制度が110周年を迎えるに当たり、弁理士制度110周年記念事業を準備するための委員会です。

本委員会には、皇室のご臨席のお願いのための手続き、会場の決定、記念誌の作成等をお願いしており、目下準備を進めているところであります。

### 5. 東海支部

東海支部には、当職が所属するクラブに所属される会員が多くいらっしゃることもあり、東海支部を担当させていただきました。石田喜樹東海支部長を筆頭に積極的に支部活動をされております。

本年6月20日には支部総会が開催され、更に、本年6月28日には弁理士の日記念イベントが盛大に行われました。

私も、弁理士の日記念イベントに参加させていただきましたが、一般の方への講演、発明相談、更には寸劇なども企画され、とても熱心に活動されているのがよくわかりました。

### 6. 最後に

以上、私の担当について会務報告をさせていただきました。残り半年となりましたが、日本弁理士クラブの会員の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(平成20年9月記)



# 会務報告

日本弁理士会副会長 福田 伸一

## 1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦頂き、4月に副会長に就任してから約半年が経過しました。その間、「イノベーションと知財政策に関する研究会」報告書案への意見募集、商標権更新登録申請の専権維持のための意見募集はもとより、各種委員会の運営や諮問等の検討、弁理士の日祝賀会への協力、その他、様々な場面において日本弁理士クラブの皆様には大変お世話になっております。

本誌面をお借りして、まずは厚く御礼申し上げる次第です。

さて、本年度の執行役員会において、主として「広報・支援」、「法改正・知財政策・総合政策」、「例規」、「会館」関係を担当しております。したがって、それらの現状等について、幾つか報告させて頂きたいと思います。

## 2. 委員会等の活動

### (1) 広報・支援関係

ここには「広報センター」、「パテント編集委員会」、「パテントコンテスト委員会」と、附属機関である「知的財産支援センター」が存在します。

広報センターでは、大きな意味において弁理士の知名度向上のための広報活動のありかたを検討しております。より具体的には、例えば、季刊誌である「パテントアトニー」の誌面充実、新聞等の記者を対象とする「記者懇談会」において、知的財産制度や弁理士に関するトピックスを提供することによる知的財産制度＝弁理士という図式のマスコミ周知等を挙げるすることができます。さらに、知的財産制度や弁理士活動に関するパンフレット類の作成に関し、より見やすく、理解しやすいものを提供すべく検討を加えております。

パテント編集委員会では、より多くの会員にとって有益な情報源となる特集を企画し、最適な人物に原稿執筆をお願いし、更には会員から投稿される各種原稿を精査しつつ、遅滞なく「パテン

ト」を発行するべく活動しております。

パテントコンテスト委員会では、文部科学省、特許庁、独立行政法人情報研修館と共に、主に大学や高専向けのパテントコンテストの周知、実行を行っております。このパテントコンテストとは、大学生等から応募された数多くの発明を審査し、有効な発明については、弁理士指導の下で特許出願し、最終的な権利化まで一貫して協力するものです。このコンテストは若者層に対する知的財産制度等を啓発しようとするものであり、長期的な視点に立ったものということができます。

知的財産支援センターでは、主に知的財産に関する支援協定を締結している地方自治体や総務省等との関係において、例えばセミナーや相談会の企画、運営等を通じて、自治体職員、大学、中小企業、小中高等学校に対する知的財産制度等を啓発し、更には弁理士の存在を周知しようとするものです。この活動に際しては、運営委員は勿論、全国レベルにおいて数多くの会員にご協力を頂いております。

### (2) 法改正・知財政策・総合政策関連

ここには「弁理士法改正特別委員会」、「知的財産政策推進本部」、「総合政策検討委員会」が存在します。

弁理士法改正特別委員会では、平成20年4月1日に、その多くが施行された改正弁理士法に関し、必要な事項の検討及び会員周知を行っております。例えば、特許業務法人における所謂指定社員制度の解説書作成を行っており、その解説書は近々、発行される予定です。もちろん、当委員会では、改正弁理士法に附属する政省令案に関する検討等も行っております。

知的財産政策推進本部では、例えば「知的財産推進計画2008」、「イノベーションと知財政策に関する研究会」報告書（案）への日本弁理士会の対応を検討すると共に、現在は、平成21年6月頃に策定されるであろう「知的財産推進計画2009」へ

の提言を検討しております。

総合政策検討委員会では、弁理士会の活動等に関連する様々な議題を検討しております。例えば、ポイント制導入に関する検討、といったようなすべての弁理士に身近な事項の検討の外、戸籍法改正、行政不服審査法改正（案）といったような事項への検証や対応も行っております。さらには、企業等、特許事務所以外に所属する弁理士と会務活動の関係、事務所運営や日常業務等について弁理士が相談できる窓口設置というような事項も検討しております。

### (3) 例規関係

ここには「例規委員会」、「例規改正特別委員会」が存在します。

例規委員会では、弁理士会会則、会令、内規の改正や新設に関し、最後のチェック機関として、他の会則等との整合性をはかるべく、弁理士関係法規集等に基づいて検討しております。ちなみに、平成20年5月1日現在、弁理士会には約60の会令、これとほぼ同数の内規が規定されております。

例規改正特別委員会では、弁理士法改正に伴う会則等の改正等を検討しております。例えば、継続研修に関する会則、会令の改正、実務修習に関する会則改正等を挙げることができます。

### (4) 会館関係

会館等委員会では、その名の通り、弁理士会館に関連する問題を検討しております。早いもので、弁理士会館が完成して20年程度が経過しました。そのため、会館自体の大規模修繕工事等が必要になってきており、より適切に作業を行うため、当委員会では種々検討しております。

さらに、弁理士会館については、上記大規模修繕工事の外、その在り方自体についても各種問題が生じてきております。なお、この点については次項で詳細に報告させて頂きたいと思っております。

## 3. 会館問題

前記のように、現在の弁理士会館は20年前に建設されたもので、日本弁理士会の持分は全体の40%となっております（残60%の所有者は商工会館）。建設当時の当時の弁理士は全国で約3,000名程度であり、また、弁理士の業務も、特許、意匠、商標等の出願から権利化までの業務が殆どであったと言えます。

しかし、それから20年が経過した現在、弁理士数は8,000名に届く状態であり、事務局の業務量は当時

とは比較にならないほど、膨大になってきています。これに対応するには、相応の人員配置が必須であるところ、もはや事務局スペースは限界に達しております。

また、弁理士の業務範囲等の拡大に伴い、例えば日本弁護士連合会との共同事業である日本知的財産仲裁センターが設立され、唯一の東京本部事務局が日本弁理士会館内に設置されました。しかし、最近では各種業務中、例えば「センター必須判定」が増大してきており、仲裁センターとしての事務スペースが限界に達しております。

さらに、全国支部化に伴って設立された関東支部に関し、都県単位で委員会を設置し、より支部色の濃い活発な活動を企図するものでありますが、現在は弁理士会事務局の一角に事務員数名を配置している状況であって、このままでは今後の活動に支障をきたすことが必至の状況になっております。

しかも、弁理士に対する継続研修制度、合格者に対する実務修習制度に基づき、必要な研修用の施設が求められております。しかし、既に弁理士会館内の各種会議室は飽和状態であって、研修を最優先して会議室を利用する場合、今まで以上に、各種委員会の外部借室依存量が増大する状況になってまいります。

そこで、本年度執行役員会においては、上記各種問題を一括して解決するべく、例えば役員室、事務局の移転を含め、弁理士会館の全面的な改装に関し、会館等委員会でご審議頂いた後、来るべき臨時総会の場でご承認頂くべく、現在、鋭意検討しております。

詳細については、本稿執筆時点で確定しておりませんが、出来るだけ早い時点で日本弁理士クラブ所属会員の皆様のご意見を頂く予定にしておりますので、その際には、是非ともご検討下さいますようお願いいたします。

## 4. まとめにかえて

執行役員会における私自身の任期からすれば、ちょうど折返し地点に到達したところです。とはいえ、現在は会長2年制ですので、中島淳会長による執行役員会全体からすれば、四分之三が経過したことになります。

残り任期は半年程度。その間、会務を全うする所存でありますので、今後ともご指導の程、よろしくお願いいたします。



## ～常議員って・・・～

平成20年度常議員 石橋良規

日本弁理士クラブ会員の皆様、こんにちは。南甲弁理士クラブの推薦を受け、今年度常議員を務めさせていただきますいております。

さて、南甲の先輩である須藤先生からの「会誌『日弁』に掲載する記事をかいてよ～」とのお言葉に、あまり深く考えもせず「僕で良いのなら・・・」と答えてしまったのがいけませんでした。常議員としての「挨拶」を書けば良いとのことですが・・・

この原稿を書いている現在(平成20年10月9日(締切に遅れてゴメンナサイ))、常議員会が行われたのは2回だけ(第1回定期総会前と、第1回臨時総会前)。常議員の役割もイマイチ把握していないのが正直な現状です。

簡単には「総会に出される議案の審議・決議(ようするに事前チェック?)」が常議員の役割のようですが、私が経験した2回の常議員会においては、特に白熱した議論はなく、日本弁理士会会長をはじめとする執行役員の先生方からの議案説明をジッと聞き、その後、賛成の挙手をする。この繰り返しだったように記憶しています。しかも、聞くところによれば、議案を説明している執行役員の先生方も常議員を構成するメンバーとのこと。

「う～ん、常議員って・・・」

私は、弁理士登録7年の若造であり、「常議員制度

のあり方」について確固たる意見があるわけではなく、現行の制度に大きな問題があるとも思っておりませんが、「?ハテナ?」と、単純に疑問がわいてくることは確かです。

ところで、真田先生(副会長)、金本先生(執行理事)、井上先生(執行理事)などとは研修所のお仕事で一緒することが多く、また、同じ南甲クラブのメンバーということもあり、虎ノ門界限で「ちょっと一杯」をすることがあるのですが、いずれの先生もチョー多忙であり、毎日のように弁理士会館に来ているとのこと・・・

40名を超える常議員のほとんどはたった2回の会合のみ、その一方で、副会長や執行理事は自らの仕事を犠牲にしつつ、毎日弁理士会通い。

常議員の先生方は、仮にも「選挙」によって選ばれたメンバーであり、一般会員に比べて会務への関心は高く、会務への協力も厭わないものと思います。会務離れ、帰属意識の低下が叫ばれる昨今、常議員という資源を有効に利用する必要があるのではないのでしょうか?

無責任な発言?かもしれませんが、若造のご挨拶とさせていただきます。今後とも宜しくお願い申し上げます。



## 監査の視点

監事会監事長 幸田全弘

### <はじめに>

近年の知的財産を取り巻く状況は目まぐるしく変化し、日本弁理士会においても、新たな義務研修制度の導入をはじめ、会務も複雑多岐に亘っており、会員数の大幅増加により予算も大きく膨らんでいる。

したがって、監事会の重要性はきわめて大きくなっている。

この監事会は、選挙で選ばれた10名の監事と、2名の外部監事によって監事会（第82条1項）を構成され、日本弁理士会における会務および資産、会計について、相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査し、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、もって会務執行の合理化と効率化を図ると共に、資産や会計処理の適正化に資することを責務としている。

なお、この監査に際しては、直接的な規定は会則上にはないが、当然のことながら各監事が独立して監査権限を有するもので、監事会として意見を統一できない場合には、総会に提出する監査報告書には、少数意見も必ず併記しなければならない。

### <監査の方針と視点>

前記の責務を十分に発揮するには、監査に際し、基本的な姿勢や考え方を定めた監査要綱が存在し、その監査要綱に基づき具体的な監査方針を決定し、その方針を事前に監査対象機関（執行役員会、付属機関、支部など）や会員に開示し、監査に対し協力を求めることが不可欠である。

しかしながら、監事会には監査要綱が存在せず、

監査方針や監査の視点などについても監査対象機関には公表されていなかった。

そこで、本年度の監事会は、

従前から実施されている、執行役員会から定期的に提供される執行役員会の議事録、会計収支報告などの報告を基にする監査のみでは、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、もって会務執行の合理化と効率化を図り、資産や会計処理の適正化に資するには必ずしも十分とは言い得ないこと

より精度の高い監査とするため、執行役員会からの議事録のみではなく、必要に応じて監査対象機関にも適宜報告と資料の提出、必要に応じて関係者の監事会への立会いが必要であること

さらに必要に応じて現地調査などを実施し、積極的に会務、資産、会計の適正さ等を監査することが大切であること

などの観点から、監査方針を作成し、公表することとした。

その内容は、下記の通りである。

#### 〔監査方針〕

- イ. 執行役員会から提出される書類以外に、監査対象機関に対しても、報告と資料の提出を適宜求め、必要に応じて監査対象となった事案に関し、関係人からの事情聴取や出張監査を適宜実施し、意見交換を行なう。
- ロ. 公認会計士による定期的な外部監査の実施状況を勘案しながら、突合監査を必要限度の範囲内で実施し、事業別ないし項目別の監査に重点を置き、担当監事制を採用しながら、監査を実

施する。

#### 〔監査の視点〕

- イ．会務の相当性・妥当性（会員の目、例規の目）
- ロ．会務の適法性（例規の目）
- ハ．財務会計における合理性、妥当性（会員の目、例規の目）
- ニ．社会的妥当性（社会の目）

#### ＜監事の理想像＞

前記責務を負う監事は、その責務を十分に達成するためには、監査対象機関から提出される各種資料を読み解く力を備えること、会則会令など例規に精通すること、会務（特に内部統制の状況と有効性）に精通すること、日頃から役員、会員、事務局などとの意思疎通を図って情報の収集に努めること、さらには、監査意見の形成に際し、事実の確認と判断の合理的根拠を求め、常に公正不偏の立場を維持することなどが求められる。

しかしながら、これらを各監事が全て兼ね備えることはきわめて難しいので、監事が互いに補完し合

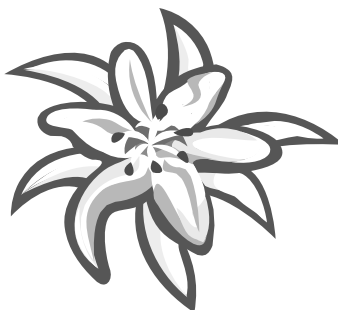
い、助け合いながら監査を行う必要があると考える。

そのためには、監事の任期についても検討課題の一つと考えられる。

同時に、より理想的な監査を実施するには、監事や監事会について規定する会則や会令などの例規を早急に見直し、他の例規との整合性を図って監事および監事会が効率的、効果的に監査できる環境を整えることも必要である。

#### ＜おわりに＞

日本弁理士会の組織運営については、正副会長を中心とする執行機関が会員の負託を受けて鋭意努力をされているが、監事会も別の視点から会費の遣われ方、会務の執行について監査し、会務執行の合理化と効率化を図り、資産や会計処理の適正化に資することを目指し、日本弁理士会の健全な運営と社会的信頼の向上に留意し、会員の負託と社会の要請に応えることが求められるので、今後とも会員のご協力とご支援を願うものである。





## 弁理士の研修

日本弁理士会研修所所長 伊藤 高英

### 1. はじめに

弁理士会研修所は、本年度より開始された義務研修制度のもとで、会員である弁理士、弁理士となる資格を有する者、執行役員会が適当と認めた者を対象として、弁理士業務に従事するのに必要とされる内容の各種の研修を企画、実行しています。

### 2. 研修所の体制

研修所は昭和53年（1978年）にそれまでの研修委員会から弁理士会の附属機関となり、本年度開設30周年を迎えました。開設以来昨年度までは、新人研修と会員研修との2本柱を伝統的に実行し、更に、倫理研修、能力担保研修、先端科学研修等を随時新たに加えて実行して参りました。

本年度からは、昨年度まで実行していた研修内容を義務研修制度の方針に合わせるように必要な改変を行いつつ実行しています。

既登録の弁理士に対する継続研修は4月に開始され、新人に対する登録前義務研修（実務修習）は10月に開始されました。

本年度は、昨年度準備した既登録の弁理士に対する継続研修の企画、実行と、10月からスタートする実務修習の準備、実行とを活動目標として、15の部会（研修所報第30号50頁参照）により行っています。正副所長（15名）、運営委員（約100名、部長、副部长を含む）の大所帯で活動しています。日本弁理士クラブの会員からも多数の研修所スタッフが参加され、大活躍されております。

### 3. 本年度方針概要

本年度は弁理士法の改正により導入された義務

研修元年であります。

研修所においては「知的財産立国の人的基盤となる質の高い専門家の育成を行い、かつ知的財産尊重の文化を広めることで、知識社会の発展に貢献する。」との研修所の理念に基づき、義務研修制度の主旨に適う研修事業を実現させることを目指し、次のような観点からの研修を用意することとしています。

- ・生涯現役弁理士であることを支える研修
- ・多方面からの会員並びに会員事務所のスキルアップ研修
- ・知財プロ人材としてのあるべき論を支える研修
- ・時代の要請に対応する研修
- ・世代間を繋ぐ研修
- ・知財人材育成に必要とされる社会貢献研修
- ・外部機関との連携による研修

### 4. 既登録会員に対する継続研修の実行

#### (1) 継続研修の準備

既登録会員を対象とする継続研修は、5年間で倫理研修10時間及び業務研修60時間以上の研修時間となります。

これらの研修を全会員によって円滑に受講可能とするために、座学集合研修とEラーニングとをバランス良く採用して実行することとしました。

継続研修の円滑な開始を図るために「継続研修に関するガイドブック」を作成し、全会員に配布しました。

Eラーニングについては、昨年度内にEラーニング統合システムを構築し、本年4月より配信を



開始し、既に多くの会員が視聴されています。このEラーニング統合システムにおいては、会員毎に座学集合研修及びEラーニングの研修履歴を管理し、WEBラインを通して会員による内容確認も可能とし、研修マップにより研修課目を容易に選択可能としてあります。

## (2) 倫理研修の実行

継続研修における倫理研修は、昨年度まで実行された倫理研修と時間数、内容の点において大きく変わりました。

時間は5年間でEラーニング5時間と座学5時間（1クラス25名程度の少人数による討論会形式）の合計10時間を受講する必要があります。

座学の円滑な運用を図るために、全会員をこれまでの倫理研修と同様に登録年度（西暦）の下1桁数字に基づいて5グループ（A～E）に分かれて受講していただくこととなります。このグループ分けが弁理士試験同期合格者の集いの一助となり、受講率が向上されることを期待しております。

## (3) 業務に関する継続研修の実行

業務研修は会員の資質向上を目的とするものであり、その研修科目は、必修科目と選択科目とに分けられます。

必修科目は法改正、審査基準の改正等の科目であり、5年間で約20時間程度とされる予定であります。

選択科目は必修科目以外の資質向上に寄与するものであり、弁理士の専権業務分野、標榜業務分野、これらに関連する分野に係る科目であります。

継続研修の研修時間は5年間で60時間以上であり、座学科目とEラーニング科目とを準備しております。座学とEラーニングのいずれか一方のみによって60時間を受講することも可能であります。

## (4) 継続研修の受講のお願い

継続研修は法定研修であるために、受講単位が満たされない方については、一定のペナルティが課せられることとなります（継続研修に関するガイドブック第29頁参照）。研修所から各会員に対して年度末の頃に受講状態をお知らせする予定でありますので、各会員において受講単位の管理並びに必要な単位数の研修受講に利用されることを希望します。また、継続研修に関する各種の特別な取扱いについては、紙面の関係で詳述できませんが、継続研修に関するガイドブックをご参照願います。

## 5. 実務修習

### (1) 実務修習の準備

実務修習は指定機関によって実行されることとなりますが、弁理士会が当該指定機関としての指定を受けて、有意義な実務修習を行う予定で準備を進めてきました。

### (2) 実務修習の内容

東京、大阪、名古屋において本年12月中旬から来年3月中旬までに実行し、来年4月より弁理士登録可能とするスケジュールで実行する予定であります。

研修内容は昨年度までの新人研修（前記）に相当し、Eラーニングとスクーリングとを合わせて約72時間となります。

勿論、現在の新人研修（後期）に相当する研修も、弁理士登録後に受講していただく予定であります。

## 6. お願い

本年度から開始される義務研修を実行するためには多くの講師が必要とされますので、是非会員の皆様には各種の研修の講師をお勤めいただきますようお願い申し上げます。



## 日本弁理士会中央知的財産研究所から

副所長 涌井 謙一

### 1. はじめに

中央知的財産研究所（以下「研究所」という）は平成8年に「長期及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資する」（会令第27号 第2条）という目的の下、日本弁理士会の付属機関として設立されました。

本稿では研究所の現状を簡単に報告し、挨拶にさせていただきます。

なお、研究所はこれまでの12年間に22のテーマについて研究を行っています。これまでのテーマは日本弁理士会のホームページでご確認ください。

[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/chuuou/index.html](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/index.html)

また、『中央知的財産研究所』の舞台裏紹介」と題する記事が本年3月より6回シリーズでパテントに掲載されております。

### 2. 研究所の活動

#### <調査・研究活動と「報告書」の発行>

研究所は、前記の目的の下、研究テーマ・研究を行っていただく研究員の構成などの事業計画について日本弁理士会執行役員会、必要に応じて会長のご承認をいただき、設定された研究テーマについて調査・研究し、研究結果を藤色の表紙の「報告書」にまとめています。

研究員は一研究テーマについて通常15名程度です。日本弁理士会の会員、知的財産関係の仕事が多くされている弁護士、知財の研究をご専門にされている学者・研究者それぞれ1/3程度ずつで構成されます。

各研究テーマは1年～2年程度をかけて調査・研究されます。この間、毎月1回（2時間）研究会が開催され、報告テーマを与えられた研究員が1時間報告を行い、その後1時間討議を行います。この報

告・討議を踏まえ、報告した研究員が内容を文章化し、最終的に「報告書」に取りまとめられます。

このように研究所では権利の創設から行使にまで一貫して関わる実務家たる弁理士と、主に権利行使の場面で実務に関わる弁護士、知財の研究をご専門にされている学者・研究者が一堂に会して議論し、その結果を「報告書」にまとめています。このような形態の研究機関はあまり存在しないということです。

「報告書」は日本弁理士会全会員に配布されるだけでなく、裁判所、特許庁、弁護士会、知財関係の学者・研究者に配布されます。

過去には、「報告書」の掲載内容が大阪弁護士会知的財産法実務研究会編の書籍「不正競争防止法における商品形態の模倣」（社団法人商事法務研究会NBL）に参考文献として紹介されたことがあります。が、「報告書」の内容は日本弁理士会内外から注目されているようです。

本年3月末には関西の研究部会で研究が進められていた「複数人が関与する知的財産権侵害について」の「報告書」が発行されています。

また、本年7月までで「クレーム解釈をめぐる諸問題」、「進歩性について」、「商標の使用について」の各研究部会がそれぞれ終了し、いずれの研究部会とも、遅くとも本年度中には「報告書」を発行できる予定です。

前記の各研究部会の終了を受けて、本年4月から「特許法第104条の3に関する研究」が関西でスタートし、関東では、9月から「訂正・補正を巡る諸問題」、「商標の基本問題について—商標の識別性と商標の機能を中心として—」の研究部会が開始されます。

#### <公開フォーラム・会員向け研究発表会>

研究所の紹介もかねて広く研究内容を公表する場を設ける目的で平成15年から公開フォーラムを毎年開催しています。公開フォーラムへは会員内外を問わず参加を呼びかけ、多いときには400名以上のご参加をいただいています。

5回目を迎えた昨年の公開フォーラムは始めて大阪で開催し200名を超える参加を得て、これまで関西で調査・研究を行ってきた「特許を受ける権利について」、「コンピュータプログラムの法的保護について」、「複数主体による知的財産権侵害について」に関する講演と、パネルディスカッションを行いました。

本年度は第6回目の「公開フォーラム」を9月24日に東京で開催する予定です。

また、平成19年度からは、研究所の研究成果をより積極的に会員に還元する場を設ける目的で、第1回会員向け研究発表会を本年3月24日に開催しました。年度末の忙しい時期であるにもかかわらず100名を越える会員の方にご参加いただきました。

昨年度の会員向け研究発表会は公開フォーラムが大阪開催であったことを考慮して東京のみでの開催でしたが、本年度も研究成果のより積極的な会員への還元という目的で第2回会員向け研究発表会を開催する予定です。

#### <運営委員会>

現在の研究所は所長1名、副所長5名、運営委員22名で構成されています。運営委員は、所長副所長と共に研究所の所務運営にあたる（会令第27号第3条）とされています。この所務運営の主要なところは、前述した事業計画（研究テーマ・研究を行っていただく研究員の構成など）の立案・執行、毎月の研究会の運営、公開フォーラム・会員向け研究発表会の企画、運営などになります。

運営委員会は毎月1回（原則としてテレビ会議、2時間）開催されますが、近年は、事業計画の立案・執行、会員内外向けの広報の充実に運営委員会がより積極的に取り組むようにしております。

例えば、パテント、等、知的財産関係の書籍に掲載されている論文の収集・評価を行い、新規に調査・研究するテーマをピックアップして、研究員の候補をリストアップする作業に取り組むことや、研究成果の積極的な会員への還元を目的として、ホームページの掲載内容の充実、会員向け研究発表会の開催、等を運営委員会内で分担して行うことなどが検討されています。

また、運営委員・運営委員会を、将来的に日本弁理士会の会員から委嘱される会員内研究員を育てる場にする事も検討されています。

前述しましたように、研究所の毎月の研究会では、テーマを割り当てられた研究員が報告します。この研究員は、報告内容に対する各研究員からの質問・

意見など受けた討議に臨み、更に、この報告・討議を踏まえて、日本弁理士会の全会員、主要な関係先に配布される原稿を「報告書」掲載用に準備します。

このため、研究員をお引き受けいただく皆様には非常に大きなご負担をお願いすることになっております。日常の実務に追われざる得ない日本弁理士会会員の場合この負担は一層大きいものであると思われまます。このため、会員内研究員をお引き受けいただきながら途中で辞退していただくざるを得なかったというケースも過去にはあります。

そこで、運営委員会の活動を通じて、毎月の研究会に出席し、研究会での報告・討議がどのように進められているのかを肌で感じていただいて会員内研究員に育っていただく道を考えてよいのではないかと思います。

皆様の中にも研究所の研究活動に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、研究所の運営委員に立候補していただければと思います。研究所の運営委員は2年任期で半数の10名強が毎年募集されます。所属の派閥からのご推薦をいただければ比較的容易に運営委員になることができると思われます。

#### <「報告書」の一般書籍化>

「報告書」は日本弁理士会の全会員及び主要な関係先に配布していますので公表された著作物に該当します。しかし、市販されていませんので、一般人が簡単に入手できるものではありません。このため、「報告書」掲載論文を他の論文などに引用しづらいという問題があります。

そこで、「報告書」の価値を高め、研究所の研究内容をより広く社会に知らしめることなどを目的として「報告書」を一般書籍として出版することが行われています。

平成17年にはクレーム解釈論部会の研究報告「クレーム解釈論」を判例タイムズ社から刊行しました。平成19年には、不正競争防止法の研究部会で研究されていた「不正競争防止法第2条第1項第14号について」、「不正競争防止法における営業秘密の保護について」をまとめて「不正競争防止法研究—『権利侵害警告』と『営業秘密の保護』について」とし、レクシスネクシス・ジャパン社（発売元：株式会社雄松堂出版）から刊行しました。

今後「報告書」が発行される予定の「クレーム解釈をめぐる諸問題」、「進歩性について」、「商標の使用について」も何らかの形で一般書籍として刊行することを検討しております。

以上



# 日本弁理士会知的財産支援センターの 知財教育の支援活動報告

知的財産支援センター

副センター長 井上 春季

## 1. はじめに

政府が策定した知的財産推進計画において「学校における知財教育の研究開発等の知財に関する教育事業の実施」が掲げられており、日本弁理士会において、平成15年に弁理士の社会貢献の立場から「母校に戻ろう運動」を提唱し、弁理士を教育現場に派遣し学校教育の中で、知的財産の基本的な考え方を直接指導する活動を知的財産支援センターに於いておこなっております。

支援センターにおける知財教育の支援活動等を通じて、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校等

における知的財産授業活動の紹介について記載致します。

## 2. 知的財産支援センターに於ける知的財産授業活動内容

### (1) 知的財産授業活動の実績

日本弁理士会は、2003年9月6日群馬県創世中学校で行われた第1回の出前授業を始めとして、平成19年度までの4年間で表1に示す出前授業が行われました。

表1 出前授業実施実績

	2004以前		2005		2006		2007		合計	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
小学校	14	882	23	2226	34	2679	39	2040	110	7827
中学校	9	998	4	541	4	488	8	644	25	2671
高校	10	1054	7	1083	10	1066	32	2311	59	5514
教員	1	80	1	50	6	387	7	222	15	739
合計	34	3014	35	3900	54	4620	86	5217	209	16751

表1からも判るように、24都道府県で開催し、開催校数209校で、小学校がおよそ52.6%、中学校12.0%、高校が28.2%生徒、教員が7.2%となっています。高校の中には高等専門学校が含まれております。

ここで、開催した小学校については過疎地の学校も多くあり、開催小学校の割合には参加児童の数が少なくなっています。

開催地域特徴としては、日本弁理士会の支部の歴史が長い、近畿、東海地域の授業実績が高くなっています。特に愛知県、大阪府での授業実績が高く、全体の7割以上に及んでおります。

上記、近畿、東海地域以外の日本弁理士会の支

部の大部分が、一昨年設立され、教育機関への働きかけが、実質的にほとんどなされておらず、日本弁理士会の本部にオファーがあった場合に限り、出前授業がなされていた現状により絶対数が少なくなっています。

### (2) 支援センターの管轄

知的財産支援センターの組織は、正副センター長会議（月1回）部長会議（月1回）、5つの部会（総務部、出願援助部、第1事業部、第2事業部、第3事業部）（月1回以上）より構成され、教育、研修を主にする知的財産授業活動は主に、第1事業部が管轄とされています。

### (3) 知財教育に関して支援センターと各支部との関係

従来から活動している近畿支部の弁理士制度普及委員会、及び東海支部の教育機関支援機構の活動のように、各地域に根ざした知的財産授業の支援を行うことが理想的であります。そして、全国支部化に伴い、全ての支部で知的財産授業は、各支部で行うべきであると考えます。ただ、体制が整っていない支部、マンパワーの少ない支部も多く存在します。そこで、支援センターでは、知的財産授業に関して、これらの支部のバックアップ支援を第1事業が行うという体制を整えています。そして、これらの支部から知的財産授業の要請があった場合に限り、支援センターから講師等の派遣を行います。

なお、日弁の会員の多くが属しています、関東支部に関しては、現在学校教育支援委員会が設けられ、この委員会で知財教育の支援活動が行われていますが、必ずしも多数の会員が参加されているとは限らず、今後多数の会員の参加が望まれている次第です。

### (4) 第1事業部のその他の知財教育の支援活動

#### (I) 小中高支援員研修

第1事業部では、知財授業を行う弁理士の数、及び教育現場に赴く弁理士の質的向上を図る上から、小中高支援員研修を行っております。この小中高支援員研修では、児童に対して授業の進め方の注意点、授業用共通台本等の教材を用いた授業の進め方等に関する研修で、各支部単位で研修を行っております。

#### (II) 授業用共通台本管理

第1事業部では、知的財産授業に不可欠な授業用共通台本を、支援センターで一括管理を行っております。そして、小中高支援員研修を受ける等の貸出条件を定めた授業用共通台本貸出基準を昨年制定し、台本貸出に際しては、この貸出基準に基づいて、授業用共通台本の貸出を会員に認めています。

現在、日本弁理士会が保持管理している台本

等は、以下の8本です。

- ①「君も今日からエジソン」 小学校高学年向け
- ②「工作授業」 小学校高学年向け
- ③「特許制度のしくみ」 中学生向け
- ④「おにぎりパックの特許出願と特許侵害」 高校生向け
- ⑤「パン職人レオ君物語」 小学校高学年向け
- ⑥「弁理士田島小五郎物語」 中学生向け
- ⑦「電子紙芝居著作権編」 小学校高学年向け
- ⑧「特許ってなあに」 小学校低学年向け

このうち、⑤⑦⑧については音声付き台本となっております。これは、音声を声優に音入れをしてもらい、少人数の弁理士でも授業が出来る形式を模索したもので、マンパワーの少ない支部での使用を念頭においたものです。

また、今年は小学生向け新商標台本、高校生向け新著作権台本の作成を計画しております。

上記②の「工作授業」は、児童に、市販品の卓上の回転台を見せて、厚紙、プラスチックの皿、ビー玉を配り、加工して、同様の回転台を製作してもらい、一つの課題に対して、正解例が一つでない点を知ってもらいます。

#### (5) その他知財教育の支援活動

小中高等学校等における知的財産授業活動についての、支援センターの第1事業部の活動は、上述の通りですが、これ以外に大学生、中小企業、一般人に対してのセミナーは、第二事業部の管轄として活動を行っております。また、各地方自治体等を通じての地域における一般人等に対しての知財教育の支援活動に関しては第三事業部が主管轄となって活動を行っております。

### 3. おわりに

児童、生徒に対する知的財産授業は、「知的財産マインド」育成から極めて重要になると考えられます。そして、支援センターでは、各支部及び教育機関との連携を図りつつ、授業内容を充実し、講師をより派遣しやすい体制をつくる必要があると思われま

# 国際活動センター

日本弁理士会国際活動センター  
センター長 柳 田 征 史

## 設立趣旨

国際活動センターは2005年に初代の藤村元彦センター長のもと発足し、2006年－2007年に、浅村皓センター長が組織を変更しつつ発展され、2008年－2009年の2年間の任期で自分がその後を引き継ぎました。

国際活動センターは日本弁理士会の国際的な活動を専門的に行うだけでなく、弁理士の国際的業務を支援するために設立されました。その趣旨を全うするため、一つには内外国の機関や弁理士の組織と交流して、知的財産に関する国際的問題について直接情報や意見を交換し、もう一つには会員の外国出願や海外からの出願代理に有用な情報を会員に向けて提供しています。

## ホームページ

当センターでは、今年度ホームページを充実して、会員の皆さんにセンターの活動の状況を常時お知らせするとともに、国際的業務を遂行する上に参考となる情報をホームページに掲載して、役立てて頂けるように致しました。今後、ホームページのコンテンツは、各分会の活動とともにさらに充実させていただきますので、是非ご活用下さい。

## 組織

具体的には、以下のような組織の下で活動しています。このような活動に参加協力できる会員を歓迎するとともに、会員は、センターの提供する情報を活用して、国際的業務を遂行する能力のレベルアップを目指して頂きたいと思っています。

### 企画政策会議

- ・ 国際政策研究部
- ・ 外国情報部
- ・ 日本情報発信部
- ・ 各種プロジェクトグループ

国際活動センターは、企画政策会議の下に3つの常設部会「国際政策研究部」、「外国情報部」、「日本情報発信部」があり、さらに各国団体との交流会の企画実行など特定の目的に応じて随時組織され職務終了の後に解散する「プロジェクトグループ」があります。

### 企画政策会議

正副センター長、各部の部長、副部長、その他センター長が必要に応じて指名したセンター員で構成され、国際活動センターの活動の運営及び活動について審議します。ここで、日本弁理士会としての国際活動の基本的方針が決められ、一貫した方針の下、日本弁理士会が国際的活動をするようにします。

### 外国情報部

外国の知的財産制度に関する情報を収集して会員に提供し、会員の外国出願業務の遂行に資するとともに、会員に本会の国際活動を広報します。

(担当副センター長：橘谷英俊)

### 日本情報発信部

日本の知的財産制度に関する情報を海外に提供して、海外からの依頼業務のレベル向上や会員の業務遂行能力の向上に資するとともに、本会に関する情報を外国に向けて広報します。

(担当副センター長：木村進一)

### 国際政策研究部

知的財産制度の国際的改正の動向を調査研究するとともに、それに対して日本弁理士会としての意見をまとめ、外部に向けて提言します。

(担当副センター長：小西 恵、岡部 謙)

### 各種プロジェクトグループ

諸外国の弁理士会、団体と交流し、意見や情報の交換をします。

## 活動

現在組織されている上記各部と、プロジェクトグ

ループの活動状況は、以下の通りです。

・ AIPLA (米国知財協会) との交流会

毎年、春に来日、秋に訪米して、交流を続けています。来日時には、午前中に特定のメンバーによる会合を持って意見交換を行い、午後には一般会員向けに米国弁護士によるオープンセミナーを行っています。今年の春のオープンセミナーは継続研修の対象としたこともあった、300人を超える会員が聴講しました。(グループリーダー：立花顕治)

・ 中国弁理士会との交流会

中国の弁理士会とは、一年交代で訪中、来日を繰り返して交流を続けています。今年は来日の年に当たり、11月21日午前中に特定メンバーによる会合で意見交換を行い、午後一般会員向けにオープンセミナーを行います。今年は米国の判例KSRを教材に発明の進歩性をテーマに議論し、日中特許庁ならどのような審査をしたかについて研究発表します。11月21日には中国の弁理士を中心とした観光が予定されています。2年前は箱根に行って大好評でしたが、今年は都内を巡るコースになりそうです。(グループリーダー：佐藤辰彦)

・ 韓国弁理士会との交流会

韓国の弁理士会とも、一年交代で訪韓、来日を繰り返して交流を続けています。今年は訪韓の年に当たり、11月14-15日に釜山を訪問します。やはり1日目の午前に特定メンバーによる会合で意見交換を行い、午後一般会員向けオープンセミナーを行います。テーマは現在調整中です。(グループリーダー：岡部 譲)

・ CIPA (英国弁理士会) との交流会

英国弁理士会とは、最近毎年のように交流をするようになり、訪英と来日を交代で繰り返すようになってきました。今年は12月に横浜で開催されるFICPIのシンポジウムに合わせて、その前の12月2日に来日して、やはり1日目の午前に特定メンバーによる会合で意見交換を行い、午後一般会員向けオープンセミナーを行うことを計画中です。テーマは現在調整中です。(グループリーダー：稲葉良幸)

・ ITMA (英国商標代理人協会) への協力

英国商標代理人協会からは、今年5月にベルリンの英国大使館に招待された際、同協会の機関紙「ITMA Review」に日本から記事を投稿してくれない

かと打診があり、それに応じて商標を専門にする弁理士数人でプロジェクトグループを立ち上げ、交流を始めました。今年は10月17日に東京の英国大使館でセミナーを行なうことになり、日本弁理士会からは50人以上の弁理士が参加することになっています。(グループリーダー：中山健一)

・ FICPI (国際弁理士連盟) の2008日本シンポジウムへの協力

国際弁理士連盟(FICPI)は、企業の弁理士は参加できない、職業弁理士専門の国際的組織で、今年の12月4～5日(木、金)に、日本で初めてFICPIのシンポジウムを開催します。日本弁理士会はFICPIと共催して、このオープンセミナーを催すことにしました。

このシンポジウムは、横浜みなとみらい地区のPACIFICO国際会議場で、木曜の夜は海に面したインターコンチネンタルホテル横浜の大宴会場でレセプション、金曜の夜は大型クルージングボートを貸切り、クルージングディナーが予定されています。

各国特許制度、実務の比較のテーマとして、発明の進歩性と特許侵害訴訟、それに、近い将来日本も加盟する特許法条約(PLT)に絡んで、失効権利の回復手続が予定されています。さらには最近の特許情勢や新しい形態の商標についてのテーマも組み込まれます。(グループリーダー：杉村純子)

・ アジアセミナー

アジアで、日本弁理士会が指導的立場に立って、セミナーを、最近2年毎に行なうようになってきました。次回の開催は、2009年3月2-3日にクアラルンプールで行なう予定です。テーマは現在調整中です。(グループリーダー：越川隆夫)

国際活動センターでは、単にセンター員だけが国際的活動を行なうのではなく、会員に広く情報を提供し、また海外との交流会についても、会員が広く参加できるように、常に参加をオープンにしています。

また、国際活動センターのホームページには、各種の交流会やセミナーの計画の他にも、種々の情報を掲載していますので、大いにご利用下さい。特に、外国出願の実務や、海外から依頼される日本出願のクライアントに提供する英語の情報を多方面に亘って作成して、掲載していますので、大いにご利用いただいて、国際的なセンスを身に付け、日々の業務に活かしていただきたいと思います。



## 「弁政連フォーラム<インターネット版>」から見た弁政連のあゆみ

日本弁理士政治連盟会長 牛木 護

### 1. はじめに

先日、各党派からご推薦いただいた委員を加えた新年度の広報委員会が鈴木一永広報担当副会長の招集のもと開催され、今年度は毎月発行している「弁政連フォーラム」のほかに、平成11年8月20日発行の32号以来未発行となっている「弁政連ニュース33号」を総会決議（事業計画、予算）に従い発行することになった。

「弁政連ニュース」はそれまで100頁ほどの厚さで発行されていたが、司法制度改革論議が活発になりだした10年前頃より毎月ホットなニュースや政策を伝えるため10頁ほどの「弁政連フォーラム」が発行された。

### 2. 弁政連ホームページの立ち上げの経緯

印刷紙の「弁政連フォーラム」が広報委員会のもとで毎月発行されることを契機に、ホームページ部会を発足し、2000年（平成12年）12月21日弁政連ホームページが立ち上げられ、現在まで毎月アップされている。白井重隆広報担当副会長によれば、発足時のホームページ部会のメンバーは、部会長に西岡邦昭会員（PA）、光野文子会員（春秋）、中村猛会員（南甲）、竹山宏明会員（同友）、梶原康稔会員（弁ク）であり、村田実前副会長からも一方ならぬご尽力をいただいた。

ご覧になったことのない会員の皆さんのため申し上げると、このホームページには印刷紙の弁政連フォーラム記事（弁政連活動のみしか掲載していない）だけでなく、サービス提供会社の「ホスティングサービス」を利用し、独自のJPNICドメイン

（benseiren.gr.jp）で開設された一流日刊紙に掲載の知財記事が、国会、首相官邸、各政党、裁判所、官公庁、民間、日弁連、海外のアイテムで仕分けされ毎月更新されている。

以下、私の就任（平成19年6月20日）前のホームページに掲載された注目すべき記事、論説をご紹介して、弁政連に対するご理解を深めていただければ幸いである。

### 3. インターネット版過去の弁政連フォーラム記事から見たあゆみ

#### ① 1999年（平成11年）9月～2001年（平成13年）12月

平成13年4月小泉内閣が誕生し、司法制度改革推進、知的財産権保護による国際競争力強化を国家戦略とする表明をした。この改革論議に従い弁政連は渡辺望念会長を中心に特定侵害訴訟代理権付与等の要求を自民党に働きかけ、自民党司法制度調査会に知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会・知的財産制度議員連盟を立ち上げていただき法案成立に働いている。渡辺会長は、フォーラム82号（平成11年9月25日発行）において、弁政連会長就任の挨拶を兼ねて「日本の繁栄のために新たな知的財産制度を構築しよう」と格調高く訴えている。渡辺会長を3年間支えられた古谷最高顧問はご退任に際し、フォーラム第117号で保岡先生との出会いのことなど感銘深い挨拶をされている。また、古谷最高顧問（当時）はフォーラム第101号（平成13年4月25日）において、「行政書士会との一連の騒動について」と題する意見を寄せられている。これ



は行政書士会が平成13年1月施行の改正弁理士法第4条第3項の契約代理の規定は行政書士法（行政書士の専権の規定）に抵触するので反対したことに対する経過を詳しく述べられているが、行政書士会との問題が生じた時のいわばバイブル的な貴重な記録であり私も時々読ましてもらっている。

## ② 2002年(平成14年)1月～2007年(平成19年)5月

2002年2月第154回国会における小泉首相は施政方針演説において「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として戦略的に保護・活用して、わが国の産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進いたします。」と表明し、その後論議を経て知的戦略大綱が決定され、同年11月には知財基本法案が衆院を通過した。その後、立ち上げられた小泉首相を本部長とする知的財産戦略本部には弁理士会は小池晃前会長を送っている。

自民党元幹事長・弁理士制度推進議員連盟会長の中川秀直先生は国対委員長時代フォーラム第130号（平成15年9月25日）に寄稿され、「バブル経済崩壊以降、数々の要因が複合的に重なり合い、わが国はいまだに未曾有の不況から脱却できない状況にある。・・・そこで我々は知的財産を戦略的に“創造”“保護”および“活用”すること

により国家像として昨年7月に「知的財産戦略大綱」を取りまとめ、その中で「知的財産立国」を目差すことにした。」と述べておられる。

この時期渡辺会長よりバトンタッチを受けた森会長は、フォーラム第116号（平成14年7月25日）で会長就任の挨拶、同第151号（平成17年6月25日）でご退任の挨拶をされているが、特筆すべきは、自民党弁理士制度推進議連結成のこと、平成17年2月の参議院憲法調査会で、弁政連会長として公述人に指名され、「知的創造立国を憲法に！」と提唱できたことを述べておられる。今年7月3日弁理士の日祝賀会に主賓としてお招きした保岡現法務大臣も同趣旨のことを述べておられた。中川弁理士制度推進議連会長も森元総理と同姓であるだけでなくがっしりした体形が似ておられることを引き合いに印象深さのある会合で語っておられたことがある。

平成17年5月佐藤辰彦本会会長の推挙を受けて、森前会長より引き継がれた加藤会長は政策通の理論家らしくフォーラムにはほとんど毎号論説を掲載していた。加藤会長の就任の挨拶はフォーラム第151号（平成17年6月25日）、退任の挨拶は同第172号（平成19年5月25日）に格調高く掲載されている。

以上





# 弁理士の逃げ口上

## — 知財紛争解決への積極的関与を望む —

知的財産仲裁センター

副運営委員長 松 永 宣 行

### 一 はじめに

仲裁センター、とりわけその調停は、すべての弁理士が代理人として関わるができる唯一の知財紛争解決の場である。

知財紛争の解決に仲裁センターの調停を活用してくださいと声を掛けるとき、しばしば、調停！知らない、やったことがない、弁護士の仕事だろう？という答えが返ってくる。何の答えもないよりマシというべきであろうが、しばしば耳にする逃げ口上である。ときには、依頼人が知らない、だから依頼がない、よって関心もないとの無責任、というより無気力な答えも聞く。

1998年に日本弁理士会と日本弁護士連合とが共同で設立し運営してきた仲裁センターは、既に10年の歴史を刻んだ。弁理士法4条2項2号が特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争に関する仲裁事件の手続についての代理を弁理士の業務としたのは2001年のことであり、また、改正によって同4条2項2号が特定の著作物に関する事件を含めて広く裁判外紛争解決手続Alternative Dispute Resolutionについての代理を弁理士の業務としたのは2005年のことである。

仲裁センターの運営費用を負担し続け、仲裁センターでの調停（裁判外紛争解決手続の一つ）を法定の代理業務とされている個々の弁理士にとって、仲裁センターやセンター調停を知らないとはいい難いことではなかろうか。また、センター調停について知財のプロである弁理士が依頼人より先に知っておくべきは当然のことであるから、自らこれを知った上で、依頼人に知ってもらうのが順というものではなかろうか。

今や産業財産権の創設のみが主たる弁理士の業務ではない。これは特許庁と知財高裁だけが弁理士の職場ではないということであり、もはやかの逃げ口上は通じないということである。そのことを知れば、仲裁センターやセンター調停への関心は自ずと高まる筈である。

### 二 仲裁センターの発展

弁理士が利用しなければ仲裁センターの発展はないし、弁理士業務の発展もない。統計によれば、仲裁センターは、1998年の設立以来、103件の調停・仲裁事件を受け付けた（2008年9月25日現在）。ついでながら、仲裁センターは、この間に、センター判定30件、ドメイン名紛争処理63件の申立を受けている。

調停事件に限ってみれば、10年間の申立件数として決して多いとはいえない。これは、弁理士が相談を受ける特許や商標に関する属否鑑定や紛争案件の数に比較してのことである。その数の統計はないが、個々の弁理士が自己の業務において知る潜在的紛争の数は少なくない。当事者間の話し合いもならず、訴訟に踏み切ることできない権利者がやり場のない思いでいるケース（潜在的紛争事件）は決して少なくない。このことは、弁理士のよく知るところであろう。そのような事態は、副作用として、知的財産権の取得を消極化させかねない。そのようなことがあれば、特許についていえば、技術開発への消極化につながり、知財立国を国是とするわが国産業政策に沿わないことになる。

当事者間での直接的な話し合いではなく、和解への産婆役である調停人の下での話し合いによる問題解決が可能になるためには、まず、相談を受けた弁

理士に話し合いでの問題解決を試みようとの決意がなければならぬ。次に、それを受けて、相手方の代理人弁理士にもまた、話し合いで問題解決をしようとする心構えがなくてはならない。話し合い解決への傾斜は、両当事者の代理人の心構えと当事者への指導力に負うところがきわめて大きい。この点は、弁理士ばかりでなく、弁護士についてもいえることである。鋭意申し立てた調停が相手方応諾という、申立人にとって望ましいスタートになるか否かは、実に、相手方の代理人の対応次第である。

### 三 仲裁センターの潜在的最大顧客

それは弁理士である。将来、センター調停の最大利用者は弁理士であると目されている。もちろん、弁理士が紛争当事者となることではない。当事者となる権利者や実施者・使用者に最も近いところにいる弁理士は、紛争解決のために、当事者をセンター調停に誘うと期待されているということである。

確かに、弁理士が来なければ、当事者は来ないといえる。また、弁理士達が来なければ調停による紛争解決は望めないともいえる。その弁理士達とは、もちろん、申立人側及び被申立人側双方の弁理士である。

われわれ弁理士はその期待に沿っているといえようか。かの逃げ口上は論外として、例えば、警告権利者の側に立って調停を申し立てようと考えたことがあるか、被警告実施者・使用者の側に立って調停の申立に応じよう考えたことがあるかを思い起こしてみればよい。考えたこともないのであれば、これから考えればよいことである。考えたが問題があるというのであれば、その問題は解決できるものであるか仲裁センター共々検討しなければならないし、その問題が調停固有の不可避的なものであれば、別な紛争解決手段の選択が必要となろう。

センター調停の最大の特徴はあらゆる意味において非公開であるという点にある。調停人という和解に向けての産婆役はいても（権利の存在、有効性、侵害性などについて）黒白をつける裁判官のような存在ではない。調停は、あくまでも両当事者が主体

性をもって合意形成することによって紛争解決を自らにもたらしめるものである。その産婆役は、単に技術的又は法律的に経験豊富な知財専門家であるというばかりでなく、当事者との利害関係について、自他のきわめて厳しいチェックを経て任に当たる客観的第三者である。調停人はあたかも裁判官であるかのように誤解されがちであるが、全く異質であること、理解を調停事始めとしていただきたいものである。

### 四 代理人弁理士による知財紛争解決

明治以来、弁理士が代理権を有する紛争解決の場は無かったのであるから、これまで、弁理士が紛争解決に不慣れであるのは当然のことといえる。民事訴訟である特許権等侵害訴訟の手続は法律専門家である弁護士の下でのみ行われるものである。

しかし、弁理士法は、民事的な知財紛争解決の手続を弁理士の代理業務とした。このことは既に述べたとおりである。センター調停は、実に、この代理人制度の実施を可能にしている。すなわち、仲裁センターは、調停事件において、例外を除き、弁理士と弁護士の2名が調停人たる産婆役を務め、高度に技術的な問題ばかりでなく、高度に法律的な問題にも対応可能とする、わが国に類例を見ない体制を敷いているのである。

今や弁理士は、制度の上から、知財紛争解決の名手とならなければならない、その制度の下にしながら、それは弁護士の仕事などとうそぶいては行けないのである。

加えて、弁理士に対する社会的要請は、産業財産権に関して、権利の創設からライセンスや民事的な紛争解決まで一貫して関与することである。これが、権利者の利益となる以上、弁理士がかかる要請に応えなければならないことは当然である。裁判所を中心とする知財民事紛争解決は弁護士の専門分野の一つであるが、仲裁センターを中心とする知財民事紛争の解決は弁理士の専門分野の一つであり、実質的にそうでなければならない。

弁理士の知財民事紛争解決への積極的関与を望んで止まない。以上